

義務教育学校の仕組み ②

前回に続き、近年、全国的に増えつつある義務教育学校とはどのようなものか、その仕組みとともに、設置に当たっての留意点について解説します。

野川 孝三（教育総研特別研究員）

義務教育学校に必要な教員免許状は？

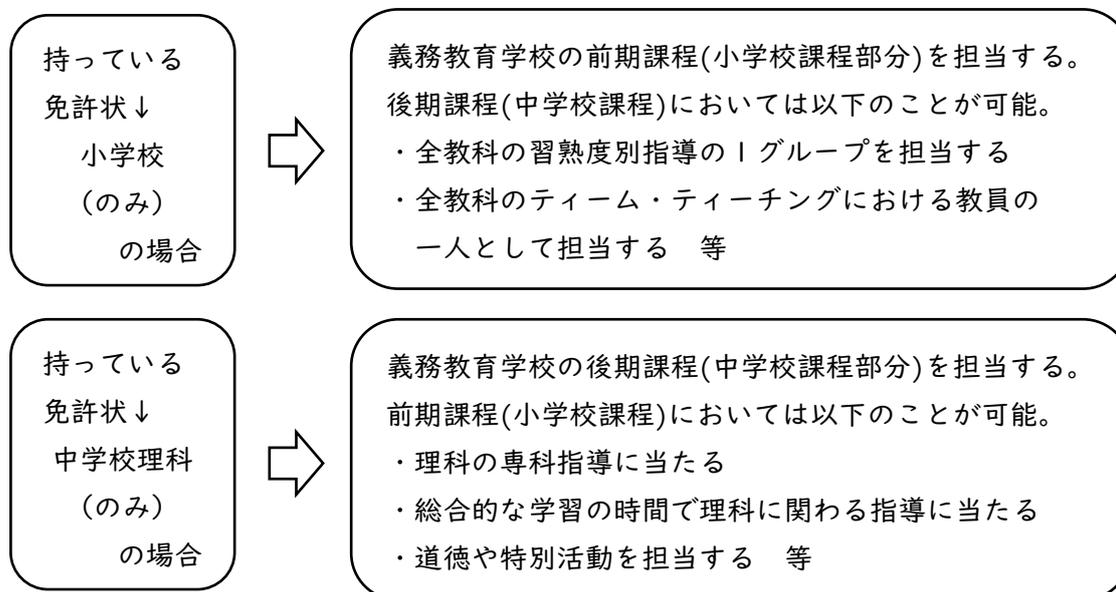
義務教育学校の教員の免許状については、

小学校及び中学校の教諭の免許状の両方を併有することを原則

としつつも、

当分の間は、小学校又は中学校の教諭の免許状のどちらかを持っていれば、それぞれ義務教育学校の前期課程(小学校課程部分)又は後期課程(中学校課程部分)の教諭・講師とすることができることとされている。

例



※当分の間経過措置は、全国平均で、小学校教員に占める中学校教諭免許状保有者が約6割、中学校教員に占める小学校教諭免許状保有者が約3割という免許状の併有率の現状に鑑み置かれているものとされている。

教職員定数の取扱いはどうなっている？

- ・義務標準法上の教職員定数の取扱いは、通常の小・中学校と同じである。
- ・前期課程は小学校と同様の定数算定で、後期課程は中学校と同様の定数算定となる。
- ・事務職員、養護教諭の定数算定も、前期課程ごと、後期課程ごとの算定となる。

校長は何人いる？

- ・校長は1人となっている。
- ・教頭は2人で、うち1人は副校長とすることもある。
→校長分の定数が1人分減だが、その分を教頭・教諭などの定数に加算される。

義務教育学校の留意点

義務教育学校は、柔軟なカリキュラム編成を生かして、小学校・中学校と異なる早期カリキュラムのような独自の教育が可能であるが、一方で、次のような課題が考えられる。

- ・公立の小学校、中学校の場合、通常、子どもの居住地によって自動的に通学する学校が決まるが、義務教育学校も同様である。同じ義務教育なのに、カリキュラムや学年区分が異なる小学校・中学校と義務教育学校に、保護者や子どもの選択ではなく通うことになる。保護者の引越しに伴い通常の小学校・中学校から義務教育学校に転校する場合や、その逆の場合に、子どもの学習内容の欠落が生じたり、新たな学校への適応に困難が生じたりしないような配慮や取り組みが必要となる。
- ・義務教育学校となっても小規模校の場合は、9年間子どものクラス替えがないということもある。子どもたちの成長を鑑みて、9年間の学校生活にメリハリをつける、ある種の「区切り」を必要とする場合がある。それをどのように確保・保障するかの取り組みが必要となる。
- ・義務教育学校の設置は学校統廃合を伴う場合が多く、学区が広域化することで通学距離が長くなることの問題があり、それを解消するための条件整備の取り組みが不可欠である。
- ・9年間の義務教育学校が適正に運営できるようにふさわしい学校施設・設備などの様々な環境整備や、地域住民、PTA などの理解・協力の必要性、教職員の多忙化をもたらさない体制づくりなども必要となる。